

511 研究成果編集専門委員会運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における研究成果編集専門委員会（以下、「本委員会」という。）の運営に係る事項を定めたものである。

(位置付け)

第2条 本委員会は、他の委員会、研究分科会及び事務局と十分な連携を取り、NPO・LSAの研究成果の編集、投稿、発表などを行う。

(組 織)

第3条 本委員会は、委員長、副委員長、及び委員により構成する。委員長は、本委員会を代表し統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は代行する。本委員会は、下記のメンバーで構成する。

- ① 委員長 1名
- ② 副委員長 2名程度
- ③ 委 員 委員長が定める

(任期及び選任)

第4条 本委員会の委員長、副委員長、及び委員の任期は原則2年とし、NPO・LSAの定期総会の翌日から翌々年の定期総会の当日までとする。再任は妨げない。

- ① 委員長は、研究展開委員長が選任し、理事会に報告する。
- ② 副委員長は、委員長の推薦に基づき研究展開委員長が選任し、理事会に報告する。
- ③ 委員は、委員長が選任し、研究展開委員会に報告する。
- ④ 委員長及び副委員長が任期途中で退任する場合は、研究展開委員長が後任を選任し、理事会に報告する。

(業 務)

第5条 本委員会は、下記の業務を実施する。

- ① 専門誌「都市清掃」等廃棄物関連専門誌への研究成果の連載企画の立案、及び提案に関する事項
- ② 全国都市清掃研究・事例発表会、廃棄物資源循環学会等での発表に関する事項
- ③ 研究成果を基にした投稿原稿の編集、執筆に関する事項
- ④ NPO・LSA ホームページでの公開内容の編集、執筆に関する事項
- ⑤ その他、研究成果の編集・投稿・発表活動に関し必要な事項

(運 営)

第6条 本委員会は、研究展開委員会内に置く。

(要領の改廃)

第7条 本要領の改廃は、研究展開委員会が起案し、理事長が承認する。

付 則 この要領は、2025年3月19日から施行する。

改定履歴